

徳島県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和七年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
2 1	神山鮎喰	徳島市一宮町東丁六二四番六地先から 同 僧津山四番三地 先まで	二〇〇・〇	令和七年三月十一日